

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成28年9月9日（金曜日）

経済建設委員会

日時 平成28年9月9日（金曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 産業振興部
第123号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 山口洋一 副委員長 柴田賢治郎
委員 下江洋行（議長） 白井倫啓 滝川健司

欠席委員 なし

説明のために出席した者

産業振興部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 伊田成行 書記 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○山口洋一委員長 では、ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

本日は、9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第123号議案について審査いたします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第123号議案 新城市農業委員会の委員及び新城市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

滝川委員。

○滝川健司委員 まず、基本的なことから確認します。

説明はあったかと思えますけど、定数12の根拠は確か自治区を基本っていうような説明があったと思うんですけど、その辺のことで、自治区にもかなり開きがあるっていうか、規模の違い、面積の違いもあるわけですので、そういうのを基準にした場合に、果たして自治区を基準にした定数っていうのが適正かどうかっていう点は、どういうふうに判断されますか。

合わせて17人のほう。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 農業委員の数に関しましては、国の方針で、約半数ということで、13名でありましたが、12名としたことは、地域自治区を参考にするというので、新城地区、鳳来地区、作手地区のそれぞれの委員になられた方を担当部署を決める内規がありまして、その中で現農業委員会での話し合いにより、割り当てた場合、新城地区4名、鳳来地区3名、作手地区2名と、9名という割で面積割合もありますが、それと利害関係を有しない中立な委員を1名、また女性、青年等、枠はありませんが、2名を予定いたしまして、その中でまかなえるのではないかということ

で、提案しております。

推進委員に関しましては、地区を指定するということが法上ありまして、それは法律では100ヘクタールに1人以上ということで、新城では現在の面積の200ヘクタールに1人という形に最終的になりまして、17名ということになりました。

また、これも地域自治区単位を参考にし、農地の面積の要因を加味して、提案するものであります。

推進委員は17名です。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 そうではなくて、さっき農業委員の9名のうち、新城4人、鳳来3人、作手2人っていう地区割。

じゃあ、推進委員は。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 推進委員の新城地区は10名、鳳来地区は4名、作手地区は3名でございます。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 国のほうの方針ということで、現在26人で13人を12人にしたっていうこと。

認定、農業委員、認定農業者が過半数以上っていう規定があります。

現在26人、認定農業者がわずか3人ですよ。っていうことは、市全体での認定農業者の88人という状況で3人になった。それだけ委員数を減らして、しかも半数以上っていうことは、6人以上、認定農業者にするっていうことは、かなりハードルが上がったと思うし、なぜ認定農業者が農業委員メンバーにならなかったか認定農業者っていうことは、それで農地がたくさんあって、農業が忙しいので、忙しいからそれなりの制約的などころがある。そうしたら果たしてこの農業委員の仕事について、委員としての活動ができる時間をつくりながらプラス農業をやらなければという状況を考えた場合、メリットがあるのか

ないのか、そういう心配なんですけど、その辺については半分以上、認定農業者確保するめどがたっているのかこの辺についてどういうお考えでしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 認定農業者につきましては、市で全体の、先ほど申しました88名いまして、その中で半数以上いなければならないということですが、努力をいろいろしても、集まらないということになった場合は、4分の1に例外でできるということになっております。

また、地元へ自治区単位で説明に行きますので、その中でこの地区は農業委員さん、認定農業者さんは何名ほどいますのでということで、広くアピールしたいと思います。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 ということは、特例で4分の1でも認められるという考え、可能性があるということですね。と言ったら3人でもオーケーと。

今現在26人、農業委員がおって、その中の3名が認定農業者っていうことですので、その3名の方、どなたですかという確認してください。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 小山さん、布里宮農組合の武川さん、あと農業士の森田会長が。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 じゃあ、次行きます。

先ほど中立委員も1人ということでしたけども、中立委員っていうのが資料によりますと、弁護士だとか司法書士、行政書士、要するに農業ではない人そういう人のめどって言うか、どういう想定をしてるんでしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 商工会、社会福祉協議会がありますのでということでは話はしておりますが、農業者でないということは、農地を持っているだけでだめということではなく

て、農業経営をしていなければできるということになっておりますので、これから広報等PRしていきたいと思います。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 具体的に、例えばそういう資格、いわゆる弁護士、司法書士、行政書士そういう人を想定してるのか、一般の会社経営者あるいは商工会役員とか、そういった公の職業の人を想定しとると、その辺はいかがですか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 今現在では、弁護士とか行政書士等は想定しておりません。一般の農業経営をしていない方を中心に持っていきたいと思います。

ただ、商工会とか、そういう農業に関係のないところへは紹介はしております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 国の法律に基づいて、仕組みが変わったということですが、国がどのような議論されたかということをお伺いしたいんですが、形変えてもですね、今の農業の実態は変わらんじゃないかと思うんですね。なぜこういう方向が出てきたのか、その辺についてはどのような議論がされたかというのは、確認、調査されてますでしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 やはり農地等の集約、集積が進まないということと、遊休農地発生が多いということを主に、農地最適化推進委員を重点的にするということが目標で法律がなされたと思います。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今、農業委員会もそういった役割を持って、新城にも農業公社があるわけですね。

国全体で見ても、なかなか仕組みがあってもできない。仕組み変えても根本的な原因だと思うんですね。

これでうまくいくというのは、やってみる

かぐらいのレベルなのかなと思えてくるんですが、国のほうで具体的にどういう議論がされたかという、それについては確認されてるんでしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 農業会議という組織がありますけど、その会議の中でもいろいろ議論がありまして、この形を変えた場合はどうなるのかということも言われまして、最適化推進委員の役目、農業委員の役目等、まだ今年度4月1日に始まったばかりで、設楽町、北名古屋市、武豊町、行った事例を見まして、会議等ありまして、聞いたところ、まだ手探り状態で、どのようなことをやれば、すみ分けはどうなるのかということも手探り状態でやっている状態で、今までどおりとは、指摘のように変わってない状況であります。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 国はいろいろ法律をころころころ変えるんですが、現実にはそれに振り回されてしまう可能性が高いんですよね。仕組みを変えて返って地方が混乱するということもよくあると思うんです。

特に、難しいのが、今回の目的ですよ。農地の集積であったり耕作放棄地を生まないということであったり、農業者をつくらうとすることだったり。

今回、農業委員が半数になり、それも半数になった農業委員は認定農業者で、自分の生活も大変な状況で何ができるかという状況もありますよね。

農業委員会の任命で利用最適化推進委員ができたとしても、その人たちが具体的にだれの指示でどのように動いていいのかわからない。そもそも何とかしたいと言っても、その手だてがない中で、この人たちに何とかやってみて言っても、これは動くわけがないと思うんです。そうなってくると、この条例をつくっても、じゃあつくりました。国の法律に基づいてつくりましたから、新城はこれでやり

ますではなくて、じゃあこの法律ができたんですから、どのように有効に活用するのか、利用するのかというところの議論はされてるんでしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 農地利用最適化推進委員の役割は、農地パトロール、荒廃農地の調査を主体となって行います。

また、それは事務局のほうでも研修等行いますが、農業委員さんも一緒になってパトロール、農地相談、広報活動等、行いますので、推進委員の方が何をやっていいのかっていうことは、これから研修等を行ってやってみたいと思います。

また、委員の方につきましても、総会等、転用、それだけではなくて、現地確認もするような形にもなっておりますので、合議体でやっていきたいと思います。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今のお話は、農業委員会でも同じようなことやってきたわけですよ。農地パトロールは当然やっていますし。それでも耕作放棄地がどんどんふえてきてしまっているわけです。

ですから、この仕組みを変えたから変わると思えないんです。

ただ、国の法律に基づいて、この仕組みをやらざるを得ない。だったらこれをどう有効に活用するかっていうのは、新城市の事務局の役割だと思うんですね。この法律改正、議案を出すのはいいんですが、議案を出すんだったら、これをどのように具体的に動かしていくのか。ここのところが具体的に提案するのが筋だと思うんですね。今までできなかった。なぜできなかったのか。じゃあ今度はこのような形でやる。根本的な問題は、農業もうからないから、耕作放棄地はどんどん出てくるんですよ。

農業がもうかるというような道筋を農業委員あるいは推進委員の人に示さない限りは、

耕作放棄地、回ったらありました、あそこに。その人に話をしました。解決できないと思います。そこをしっかりとあわせて詰めてほしいと思うんですが、そういう踏み込んだ議論はされているのでしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 御指摘のとおりではありますが、今後は推進委員、地区を割り当てるということもありまして、地区の内情を知っている方が出てこれられると思いますので、その中で担い手への貸し借り等を進めていくように指導を事務局ではしていきたいと思っております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今までも事務局があつて、農業委員会というものに対しての支援をしてきてる。支援と言うか、取りまとめはやってきてるわけですよね。

本気で目的を達成、今回の目的を達成しようとしたら、事務局体制は今まで以上のものをつくらないと効果が上がらないと思うんですが、組織的な対応の不備っていうものを認識してるのか。現状のまま行けると考えたのか。

もしちょっと問題があるということ、組織体制を変えようというような議論をされたのか、お伺いします。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 国では、100ヘクタールに1人ということになります。三十数名。これは一般財源で人件費で賄っております。

また、農業委員の中ではそんなに多くの人数は要らないだろうという議論もありまして、結果的に200ヘクタールに1カ所なんですけど、今後も強く集積等をしていくような形に事務局では検討しております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 農業委員が半減されて、推進委員がふえたというような形になるんですが、より有効にするために、組織が農業委員

会を含めて変わったわけなんですけど、僕としては、対応する事務局、この体制が重要なというふうに思うんですね。

今回、推進委員の方にも報酬というのが出ていくわけなんですけど、報酬に見合ったことをどのようにやってもらうか。月額2万2,000円では、基本的に何を頼めるのかというレベルですよ。月何日働いてもらえるの。これでじゃあ地域をくまなく回って頑張れって言っても、すごい少ない金額。これを有効にするためには事務局の体制が要になってくると思うんですね。

そうしますと、これだけでも事務局の体制1人例えば専従を置くとかですね、というようなレベルじゃないと効果が上がらんとと思うんですが、そういうことは考えての提案でしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 農業委員会の事務局の職員もおりますが、関係する対策室、農政係も協力、今でもやっておる状態でありまして、事務局だけでやるっていうことはございません。

また、最適化推進委員の基準の金額においても、まだ実際にやってはいませんが、現地確認、事前審査会その他利用調整で、約月に11時間ほどで見込んでおります。

その単価につきましては、職員の平均給与近傍値を取っております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今です、組織としては農業委員会の担当者もおるけど、農政課のほうで全部対応しているとなるとですね、余計にですね、今までその体制でも耕作放棄地はふえ、なかなか担い手も生まれず、土地集積も進まないという状況だったということになると、これで形、魂、いや、私はできますけど、魂入れるためには、やはり農業課の組織自体、これ手厚くしないと、これ絵に描いたもち、魂が入らないということになりかねな

いように思うんですね。そこのところは十分議論してないようですが、議論せずにこれは国の法律だからの改正で安易なような気がするんですが、どの程度、組織の中での議論されたのかということですが、条文をつくるのではなくて、内容をどのように具体的にするかという議論はどの程度されているんでしょうか。時間がわかれば、このくらいありますよという、それをお聞きしたいと思います。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 農業委員会の総会後に農政委員の方3回、また課内では週1回は担当と私で話はしております。

また、課内会議でも月に1回行っていて、その中で今後まだ人・農地プラン等、かたまってない地区もありますので、集落の座談会等を対策室を主体に今後行ってまいりたいと思っております。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 いろいろ議論されたということであれば、その中で出された不安、これはどのようなものがあつたんでしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木課長。

○鈴木 守農業課長 果たしてこの人数でできるのかとか、まず農業委員の半数にしなければならぬということ、もう確実でありますので、あとは推進委員を何人置くかの現農業委員の方の話も聞きまして、これぐらいが妥当ではないかという話でありました。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 今の大変心配な御答弁だったんですが、果たしてこの人数でできるのかという声が挙がったということだとするとですね、この声に解決する議論があつた上で、これは出されたという理解でいいでしょうか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 この人数でできる、今現在よりは実際は3名多くなっております。近隣の市町村もその程度の形になっておりますが、この人数でやってもらうということで、

課内農業委員の方と話し合いをし、このような形に決めました。

○山口洋一委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 現状、仕方がないよというように聞こえるんですが、今回は農業委員は地域自治区を基準にもしてるということであれば、地域自治区との関連というのは当然出てくるわけですね。

この条例提案するっていうことは、当然、自治区の担当者、振興事務所等々、打ち合わせをした上で、もう負担がこれから確実にふえると思うんですよ。地域自治区に頼りながらやっていかないと。もしそれができれば人数をカバーできる可能性はあるとは思いますが。課内、課を越えての連携の議論はしてますか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 今後、条例で決まり次第、地域自治区の会合等へ行くということ、依頼はしております。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありませんか。

委員長交替のため暫時休憩します。

休憩 午前9時28分

再開 午前9時28分

○柴田賢治郎副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山口委員。

○山口洋一委員 これ改正になるわけでありましたが、11月には。現在の委員で、推薦の方法が恐らく市町村は推薦は募集を実施をし、市町村長は募集の情報を整理し、公表し、市町村長は推薦募集の結果を尊重して選任議案を作成。市町村議会の同意を得て、長が任命となっていますが、この手続の中で、恐らく募集をされても、手を挙げられん方が見えた場合、見えない場合が多いと思うんです。その場合、形として募集をしたんだということ

は自治区にお願いするっていうことであろうと思いますが、その辺の段取りは、先ほど白井委員が言われましたように、地域自治区との連携をとということではありますが、やはり事前にある程度取りつけをしておかないと、どうもうまくいかないような気がしますので、その点についてはどうでしょうか。

○柴田賢治郎副委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 人数が少なくなった場合は、再募集をいたしますし、その中で認定農業者も少ない場合にも再募集をするような形になっております。

また、中間の状況も公表することになっておりますので、おおむね1カ月の間を取るような形をしなければならないので、そのような形で持っていきたいと思っております。

また、地域自治区単位と先ほど申しましたが、ことし中に地域自治区のほうへ会合があるたびにこのような形になったという経緯も人数も公表してまいりたいと思っております。

○柴田賢治郎副委員長 山口委員。

○山口洋一委員 済みません、今、自治区って言われましたけどもが、ちなみにですけど、我々の地域の自治区の会長さんっていうのは、今現在、女性の方がやっておみえになります。それに一部区長さんが入っておみえになるわけではありますが、これ公選制をやってるころについて、実はそれぞれの行政区でお話をし、候補予定者を選出し、それを候補者として出してきたという経過、経緯があるんですが、果たしてそれがうまくいくのかいかないかということについて、例えば新城自治区は4名ですよね、新城管内は。

それから、もう一方が推進委員さんが10名ですので、また多分これをそれぞれの地区に17名を割ると思うんですよね。そういったことについて、今までの慣例をある程度変えていかなければいけないということなので、やはり自治区の方だけにお話をするというのものがななものかなというふうに思うんですが、

区長は今回、今までは公選制ですので区長は非常勤の地方公務員ですので、公職選挙法に抵触しますので、まとめできなかったってことなんだけど、今回それはないので、やはり制度の変更によって、区長さんにもお願いをしていくってことが八名区長会なら八名区長会に千郷なら千郷区長会にお願いしていくってことが必要じゃないのかなというふうに。

恐らく4人、10人のあれはしてないんでしょう。新城地区17名、委員と推進委員の中でお見えになるんですが、東郷何人、千郷何人、舟着何人っていうのは。

○柴田賢治郎副委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 東郷何人、新城、舟着何人という想定はしておりますが、はっきりこれを決めるわけにはいきませんので、一応、形的には全体で何名と。その中で新城地区は農業委員が地区を担当することもありますので、想定して何名ぐらいですよというまでしか言っはいけないということが言われて、好ましくないことを言われておりますので、法律の内容、市の条例のこのような形であるということだけの説明にしたいと思っております。

○柴田賢治郎副委員長 山口委員。

○山口洋一委員 農業委員さん就任をされてから先ほどの推薦の経過がありますので、こんなことをするのか、農地法という勉強なんかしたことないよっていう方のお話をよく伺うんですが、今回この制度に基づいて選出をされました。そして恐らくすぐに翌月になると総会が開かれて、委員会がやられて、これももちろん3条だ5条だっていうね、ということ即判断をしなくてははいけない。

そういったときに、初めての委員さんにはかなりのフォローをしてあげないとできない部分があると思っておりますので、その点についての体制は、先ほど白井委員が言われたように、やはり農業課の中で担当だけではとても回ら

ない部分もありますので、そうした相互支援だとか、今まで経験をしてきた他の部局へ行った方の支援というものも今後含めてやっていくというお考えでしょうか。

○柴田賢治郎副委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 就任されてからはすぐに勉強会、3条、4条、5条等、毎回行っております。今現在でもこういうものはこのようにやるというような委員の研修会もきょう午後からでもありますので、機会を設けては転用等、農業委員は何をするかというパンフレットも用意しておりますので、機会あるごとに勉強会をやっていきたいと思っております。

○柴田賢治郎副委員長 暫時休憩とします。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時36分

○山口洋一委員長 では、休憩を前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 先ほども少し出たですが、自薦他薦で委員が多かった場合、逆に少なかった場合、少なかった場合は追加の推薦等でやるっていう手だてはある。逆にそれじゃあ応募が多かった場合の選定は評価委員になるということ言っていましたけども、ここの資料によると、方法が幾つかあるみたいですが、選定委員をつくとありますけども、例えばある程度流れができていけば、前任の委員がそういう選定委員になるっていうこともでてくる。来年の初年度のときには、その形はどういうふうにするのか。現在の農業委員の人たちが選定委員をやるのか。その辺をどういうふうに対応する予定ですか。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 選定委員に関しましては、選任に関する規定をまずつくりまして、

その中で評価委員、運営規定をつくる原案はできております。現農業委員の。

農業委員に関しましては、市部局で農政担当の関係部長、課長、また現任の農業委員、職務代理者、また農業委員会の事務局長、その他市が適当と認める者として、今のところ考えております。

最適化推進委員につきましては、農業委員会が指名する者でありますから、農業委員の会長また農業委員会の事務局長等が行うという規定の案はできております。

○山口洋一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それともう1件ですけど、ちょっと今回とは関係あるのかないかわかりませんが、今、権限が県ですよ。知事、県。それが地域、要するに地方分権の関係で、この地方の関係の権限が市町村長においてくることを前提としてこういう制度なのか。逆にそういうことを見越しているのか。そうなった場合に、それじゃあ行政として対応できるのかどうかという、いろんな面で。その辺についてをもう少し。ただ制度と名前は書いてあるけど、結局人数足せば29人で、関係者がふえているわけなんで、農業委員は半分に減らしたけど、違う形で人数をふやして、トータルではそういった委員もふえているっていうふうに解されることもないんですけども。

最終的にそういった権限が地域に、地方においてくるのかおいてこないのか。現状はおいてこないかもしれませんが、権限だけはしっかり上が握って、そういうときだけは効率化という目的のもとに何か制度を変えたけど、実質は何か人数がふえてるような状況ですけど、その辺について。

○山口洋一委員長 鈴木農業課長。

○鈴木 守農業課長 今回は選任の規定のみ変わるものでありますから、権限等はまだ県にございます。

○山口洋一委員長 ほかに質疑はありません

か。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山口洋一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第123号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認めます。よって本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前9時42分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 山口洋一